

自治基本条例

vol.5

～桂川町の未来をみんなで創ろう！～

第 6回桂川町自治基本条例みんなで考える委員会が11月6日に開催されました。前回に引き続き、3つのグループに分かれて討議が行われ、「どんな桂川町にしたいか」「どんな内容を自治基本条例に盛り込みたいか」等を中心に、桂川町への熱い思いのこもった活発な議論が交わされました。また、条例の内容について、「町民に読んでもらえるようなわかりやすい文章にする必要がある」といった意見が出されました。

今後は、グループ討議と並行して素案策定部会を開催し、具体的な条文の作成に取り組んでいきます。

自治基本条例とは？

自治基本条例は、町政運営の基本理念や町民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。

ですから、他の条例、規則、計画などの町政を進める施策は、この条例に基づいて実施されることとなります。

各自治体では、地方分権の進展により、「地

域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づき、多様化・高度化する住民ニーズに対応し、地域の特色を生かした行政運営が求められています。

ですから、桂川町でも、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにするため、「自治基本条例」を制定する必要があります。



【問合せ先】 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085



あなたに会いたい人がいます 成人式のお知らせ！

【と き】 平成 25 年 1 月 13 日 (日) 12 時 30 分受付 13 時開式

【ところ】 桂川町住民センター

【対象者】 平成4年4月2日から平成5年4月1日生まれで、町内在住
又は桂川・桂川東・泉河内小学校、桂川中学校を卒業された方

※町内在住の対象者には、12月上旬に案内を郵送します。

※現在、桂川町に住民票がない方でも、参加することができます。参加される場合は、ご連絡ください。

【問合せ先】 社会教育課 社会教育係 (住民センター) ☎65・2007